

平成二十四年七月十三日受領
答弁第三二二八号

内閣衆質一八〇第三二八号

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出二〇一二年六月十八日の日口首脳会談に係る外務省の説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出二〇一二年六月十八日の日口首脳会談に係る外務省の説明に関する質問に
対する答弁書

一から三まで、七及び十一から十三までについて

一般に、首脳会談等の結果を政府が対外的に説明する際に外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、関係国との関係もあり差し控えているところであり、御指摘の概要においても、御指摘の会談における個別のやり取りについて明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり差し控えているが、当該概要は、当該会談におけるやり取りを踏まえて作成したものであり、政府として、当該会談の内容について事実と異なる説明は行っていない。また、御指摘の記者団への説明については、当該会談におけるやり取りを踏まえて、野田内閣総理大臣が自らの言葉で述べたものである。したがって、「日口の領土交渉に悪影響を与え、我が国の国益を損なった」との御指摘は当たらない。

四から六までについて

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり差し控えたい。

八及び九について

御指摘の会談の中では、「再活性化」という言葉は用いられなかったが、当該会談における野田内閣総理大臣とプーチン・ロシア連邦大統領とのやり取り等に鑑みれば、当該会談において、両首脳が北方領土問題に関する交渉を再び活性化することで一致したことは事実であり、そのような事実を説明するため、御指摘の概要及び記者団への説明において「再活性化」という言葉を用いたところである。

十について

御指摘の概要は、御指摘の会談の結果を政府として対外的に説明するために外務省欧州局において起草し、同省においてしかるべく決裁を経たものである。